

# 倫理委員会議事次第

(第72回 2021年10月4日(月) 15:30~17:30)

## I 開会

## II 議題

### 審議事項

1. 倫理規則の全面改正に関する公開草案について

【資料No.1-1~No.1-2】

### 報告事項

1. IESBA ボード会議報告(9月)

【資料No.2】

2. 最近の会員からの職業倫理相談状況

【資料No.3】

## III 閉会

以 上

## 配 付 資 料

資 料	資料No.
第 1 回倫理委員会有識者懇談会報告	1-1
2 次案_倫理規則（合算）	1-2
IESBA 会議報告	2
会員からの職業倫理相談状況	3

2021年10月4日  
第72回 倫理委員会  
配付資料No. **2**



# IESBA9月会議報告

2021年10月4日



# IESBA9月会議の主要な議題

1. PIEの定義
2. タックス・プランニング
3. 業務チームとグループ監査
4. テクノロジー
5. サステナビリティ保証業務

# 1. PIEの定義

- **包括的目的から「財務諸表監査の信頼性の向上」という文言を削除**
  - ▶ PIEの「財政状態」の説明として「財務的健全性」が加えられた
- **PIEのカテゴリーの見直し**
  - ▶ 「公に取引されている企業」の意味の明確化
  - ▶ 「退職後給付」と「投資信託」をカテゴリーから削除
  - ▶ PIOBが削除に対し懸念を表明 → ボードは、引き続き削除を支持
- **会計事務所等によるPIEの追加を要求事項から推奨事項とした**
- **会計事務所等による監査業務の依頼人がPIEであることの開示を要求**

## 2. タックス・プランニング

- **タックス・プランニングに関する最終報告書が提示された。**
- **職業会計士が基本原則を遵守し概念的枠組みを適用するために必要な包括的な規定を倫理規程に反映させることとした。**
- **具体的規定を作成するためのプロジェクトの立上げが提案された。**
  - ▶ 目的：タックス・プランニング業務を提供する職業会計士の行動のガイドとなる原則主義の枠組みを作成する。
  - ▶ 焦点：職業会計士の倫理的行動であり、特定の税務的立場を擁護するものではない。
  - ▶ 範囲：PAIB (Part 2), PAPP (Part 3), Part 1 の強化
- **プロジェクト・プロポーザルが承認され、規定の改正作業が開始されることとなった。**

### 3. 業務チームとグループ監査

- 12月の公開草案承認を視野に、第1稿を開示
- ISQM1とISA220の改正への対応
  - ▶ 用語の定義は、ISA220を反映している。
- ISA600「グループ監査」改正への対応
  - ▶ 構成単位の監査人の範囲
  - ▶ 構成単位に対する非保証業務の提供
  - ▶ 構成単位の監査パートナーが監査業務の主要な担当社員等とされる場合
  - ▶ 構成単位の監査人が変更の場合
  - ▶ サービス・プロバイダーに関する適用指針の削除
  - ▶ 構成単位の監査人の独立性違反
    - ◆ 違反を識別した場合の対応
    - ◆ ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

## 4. テクノロジー・ワーキング・グループの活動

- 以下の四つの文書を作成（予定）
  - ▶ 複雑性と職業会計士（既出）
  - ▶ 諸刃の剣のテクノロジー（近日中）
  - ▶ バイアスと情報欠落の識別と軽減（第4半期）
  - ▶ マインドセットと特有のスキル（第4半期）
- 加盟国とのコラボレーション
  - ▶ 監査人の独立性（APESB：オーストラリア基準設定団体）
  - ▶ 倫理的リーダーシップ（JICPA）
- 今後、TWGはIAASBのアプローチと整合するように活動を進める
  - ▶ 業務実施上の重要性（FAQ）
  - ▶ 監査計画（FAQ）
  - ▶ 監査証拠（基準）



## 4. テクノロジー・タスクフォースの活動

### ● 12月の公開草案承認を目指して第1稿を開示

- ▶ Part 1において、基本原則と概念的枠組みの修正を提案
  - ◆ 「複雑性」という概念を 120.13 A1~A3として挿入
  - ◆ 阻害要因を識別するための要素としてテクノロジーに関連する項目を追加
  - ◆ 倫理的リーダーシップを強く示すことへの期待を規定
- ▶ Part 2において、テクノロジーへの依拠の程度を評価する要素を追加
- ▶ Part 4Aにおいて、以下の項目について改正
  - ◆ テクノロジーにより経営者の責任を担うリスクが増大することを強調
  - ◆ テクノロジーの販売やライセンス供与により、緊密なビジネス関係が生じることを強調
  - ◆ 「定型的又は機械的」な記帳代行について、マニュアルであっても自動化された処理であっても適用され、それが「定型的又は機械的」に該当するかどうかの判断要素を明確化
  - ◆ 自己レビューの阻害要因が生じる可能性があるITサービスの例を拡張
  - ◆ 監査業務の依頼人のデータに対してホスティング・サービスを提供することは経営者の責任を担うことになるとの適用指針を追加
- ▶ Part 4Bにおいて、会計事務所等が構築したシステムから生成された非財務情報に保証業務を提供することが、自己レビューの阻害要因となることを追加

## 5. サステナビリティ保証業務

- EIOC（新規課題アウトリーチ委員会）の項目としてサステナビリティ保証業務が取り上げられた。
- サステナビリティ保証業務の現状についての報告があった。
  - ▶ 22法域、1,400の大企業について調査。（日本）
  - ▶ 1,400社中1,269社91%（100社中99社99%）がESGデータを開示。
  - ▶ 開示方法：1,269社中、サステナビリティ報告書57%（53%）年次報告書18%（3%）統合報告書16%（43%）
  - ▶ 保証：1,269社中、645社51%（99社中47社47%）が保証を受けている。
  - ▶ 保証提供者：645社（47社）中、監査法人58%（10%）ネットワーク・ファーム5%（53%）、その他の業務提供者37%（37%）
  - ▶ ネットワーク・ファームがサステナビリティ保証業務を提供しているのは日本特有との説明があった。



# Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

## 会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2021年9月28日 : 2件

### 【相談カテゴリー内訳】

ローテーション (1件)

就職制限 (1件)

作業部会 審議日	件 数	相談事項
9月28日	1	監査スタッフ退職後の被監査会社への就職の可否について
	2	新規上場予定の依頼人における監査業務のローテーション期間について